

国立大学法人大阪大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)の競争的資金等一覧並びに科学研究費補助金取扱規程第4条第2項の特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文科科学大臣決定)第1条第1項及び第2項の各号に掲げるものをいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、競争的資金等の交付等を受けた研究代表者及び分担金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 運営・管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

(部局責任者)

第6条 競争的資金等を取り扱う各部局に、その競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

(職名の公開)

第7条 前3条の規定に基づき各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の責務)

第8条 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が競争的資金等の適切な運営・管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備

(経理事務の準拠)

第9条 競争的資金等に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、本学が定める国立大学法人大阪大学会計規程等（以下「会計規程等」という。）の規定の例に準じて取り扱うものとする。

(相談窓口)

第10条 競争的資金等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、本部事務機構及び各部局ごとに設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

第4章 教職員の意識向上

(行動規範等)

第11条 競争的資金等の不正な使用（以下「不正使用」という。）を防止するため、研究者及び事務職員の行動規範を策定し、研究代表者等は、別に定める様式により不正使用を行わない旨の誓約書を総長あてに提出するものとする。

(研修会等)

第12条 不正使用を防止するため、研修会の開催その他の適当な方法により、競争的資金等の運営・管理及び使用にかかわるすべての研究者及び事務職員の規範意識の向上を図るものとする。

第5章 不正使用に係る調査及び処分等

(調査委員会)

第13条 不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、別に定めるところにより設置する不正使用に係る調査を行う委員会において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用が認められた者については、国立大学法人大阪大学教職員就業規則等に則り懲戒処分等を行うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進室)

第14条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進室を設置する。

(防止計画の策定等)

第15条 不正使用防止計画推進室は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

第7章 研究費の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

第16条 部局責任者は、財務会計システム等により随時競争的資金等の執行状況を確認し、著しく

執行が遅れていると認める場合は、研究代表者等に対し、当該理由を確認の上、必要な改善を求めるものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、部局責任者は、繰越制度の活用等も含めた改善策を研究代表者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第17条 研究代表者等は、競争的資金等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第18条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めに準じて行うこととし、発注又は契約を研究代表者等に委任する場合においても、部局責任者は、研究代表者等と取引業者との癒着を防止するため、債務確認を行うなど取引状況の確認を行い、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第19条 物品の買入れ契約に伴う検収業務については、会計規程等の定めに準じて扱うものとし、研究者が国内で物件の買入れ契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、他の検査職員による納品事実の確認を受けなければならないものとする。

2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務職員が勤務状況等を確認し、競争的資金等を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第20条 研究遂行上必要となる出張については、部局責任者が事前に出張の必要性を確認するものとし、旅行後は出張報告書及び旅行の事実を証明する資料をもって確認できるものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第21条 不正な取引に関与した業者については、国立大学法人大阪大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第22条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を原則として第10条に定める相談窓口とは別に設置するものとする。

2 通報窓口は、本部事務機構に設置するものとする。ただし、必要があると認める場合は、部局にも設置することがある。

3 通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第23条 通報窓口不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合には、速やかに、その旨を

第13条に定める委員会（以下「調査委員会」という。）に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた調査委員会は、速やかに、これを最高管理責任者に報告するものとする。

（使用ルール等の理解度の確認）

第24条 不正使用防止計画推進室は、不正使用を防止する観点から、競争的資金等の使用ルールの理解度について研究者及び事務職員に確認し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

（不正使用防止に向けた措置）

第25条 不正使用防止計画推進室は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を学内外に公表するとともに、その施策を推進するものとする。

第9章 モニタリング等

（監査制度）

第26条 競争的資金等の適正な管理のため、国立大学法人大阪大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

（内部監査と不正使用防止計画推進室）

第27条 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進室と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第10章 その他

（細則等への委任）

第28条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年11月18日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定中「科学研究費補助金取扱規程第3条第6項及び第7項の特定給付金等を定める件」を「科学研究費補助金取扱規程第4条第2項の特定給付金等を定める件」に改める部分は、平成20年5月19日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。